

同性パートナーの方が利用可能な県の制度・サービス等

※各制度・サービス等を利用するためには、それぞれの利用要件を満たす必要があります。
※一部の制度・サービス等においては、自治体が発行したパートナーシップ宣誓証明書等の提示が必要となる場合があります。
詳しくは、「問合せ先」にお問い合わせください。

【住宅に関すること】

制度・サービス等の名称	制度の内容	問合せ先
セーフティネット住宅の登録制度	千葉県賃貸住宅供給促進計画において、住宅確保要配慮者として規定されている性的マイノリティの方々などの入居を拒まない賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録する制度。	住宅課 住宅政策班 043-223-3255
居住支援法人の指定制度	性的マイノリティの方々を含む住宅確保要配慮者の入居支援などを行う団体を居住支援法人として指定する制度。	住宅課 住宅政策班 043-223-3255
千葉県あんしん賃貸支援事業	性的マイノリティの方々を含む住宅確保要配慮者の住まい探しに協力する不動産仲介業者や団体を県独自に登録する制度。	住宅課 住宅政策班 043-223-3255
県営住宅の入居・同居・地位承継	法令で定められた収入額以下の方で、住宅に困っている方を対象に県営住宅を供給する。 配偶者、事実婚の方、市町村の制度に基づくパートナーシップにある方及びその親族は県営住宅へ入居及び同居できる。 また、名義人異動時に名義人の地位を承継できる。 ただし、他の要件がある。	住宅課 県営住宅管理班 043-223-3222

【税に関すること】

制度・サービス等の名称	制度の内容	問合せ先
身体障害者等に係る自動車税の減免	日常生活を営むに当たり、歩行することが困難な身体障害者等のために利用する自動車の自動車税を減免する。 ※「身体障害者等と生計を一にする者（同性パートナーを含む）」が所有又は運転する自動車も減免対象となる。	千葉県自動車税事務所 課税第一課 043-243-2721

【健康・福祉に関すること】 ※要件や対象となる「世帯」に同性パートナーも含む。

制度・サービス等の名称	制度の内容	問合せ先
住居確保給付金	離職や収入減少等により住居を失った方、失うおそれが高い方に対して、家賃相当額を支給する。	健康福祉指導課 自立支援班 043-223-2309
就労準備支援事業	様々な理由から直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験の場を提供するなど、就労に向けた支援を実施する。 ※県は町村部のみ実施。	健康福祉指導課 自立支援班 043-223-2309
一時生活支援事業	一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所、食事、衣類等を3か月（最長6か月）提供し、その間、生活支援、相談支援、居住支援等を実施する。 ※県は町村部のみ実施。	健康福祉指導課 自立支援班 043-223-2309
生活保護	生活に困窮するすべての方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 ※県は町村部のみ実施。	健康福祉指導課 生活保護班 043-223-2312

【病院に関すること】

制度・サービス等の名称	制度の内容	問合せ先
<p>県立病院等における面会や病状説明、治療の同意等</p>	<p>患者本人の同意が取れる場合など、状況に応じて同性パートナーなど親族以外の面会や病状説明、治療の同意等を認める。 ※利用できる制度・サービス及び条件は病院毎に異なるため、詳細は各病院にお問い合わせください。</p>	<p>千葉県がんセンター 043-264-5431</p>
		<p>千葉県こども病院 043-292-2111</p>
		<p>千葉県総合救急災害医療センター 043-239-3333</p>
		<p>千葉県循環器病センター 0436-88-3111</p>
		<p>千葉県立佐原病院 0478-54-1231</p>
		<p>千葉県千葉リハビリテーションセンター 043-291-1831</p>

【くらし・安全に関すること】 ※要件や対象となる「世帯」、「配偶者」等に同性パートナーも含む。

制度・サービス等の名称	制度の内容	問合せ先
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない場合、災害救助法による応急仮設住宅を提供する。	住宅課 住宅政策班 043-223-3255
被災者生活再建支援金の支給	自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。 ※申請窓口は各市町村となります。	危機管理政策課 被災者支援室 043-223-3403
千葉県被災者生活再建支援事業による支援金の支給	自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず上記の被災者生活再建支援法による支援を受けられない世帯に対し、県が支援金を支給する。 ※申請窓口は各市町村となります。	危機管理政策課 被災者支援室 043-223-3403
災害援護資金の貸付け	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。 ※申請窓口は各市町村となります。	危機管理政策課 被災者支援室 043-223-3404
災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。	危機管理政策課 被災者支援室 043-223-3404
千葉県犯罪被害者等見舞金	殺人や傷害などの故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族、又は重傷病を負われた犯罪被害者の方を対象に見舞金を支給する。 ※申請は公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターまで (電話 043-225-5451)	くらし安全推進課 防犯対策推進室 043-223-2333

【くらし・安全に関すること】 ※要件や対象となる「世帯」、「配偶者」等に同性パートナーも含む。

制度・サービス等の名称	制度の内容	問合せ先
犯罪被害者等に対する無料法律相談	犯罪被害に遭われた方を対象に、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施する。 ※1事件につき、1回・1時間まで ※申請は公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターまで (電話 043-225-5451)	くらし安全推進課 防犯対策推進室 043-223-2333
犯罪被害者等給付金 (遺族給付金)	国内において故意の犯罪被害により死亡した方の遺族に国から給付する。	警察本部代表 043-201-0110
国外犯罪被害弔慰金	国外において故意の犯罪被害により死亡した方の遺族に国から給付する。	
犯罪被害者支援活動全般	犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の心情に配慮し、相談やカウンセリング等の各種支援を行うもの。	
早期援助団体に対する情報提供	犯罪被害者等早期援助団体による各種支援が、被害直後から行われるよう、犯罪被害者等の同意に基づき、被害概要等の情報提供を行う。	
犯罪被害者等に対する公費支出	犯罪被害者等の経済的負担及び精神的負担の軽減を図るとともに捜査活動の円滑化を目的に初診料等を公費負担する。	

【くらし・安全に関すること】 ※要件や対象となる「世帯」、「配偶者」等に同性パートナーも含む。

制度・サービス等の名称	制度の内容	問合せ先
一時避難に係る公費負担制度	人身安全関連事案の被害者等が一時避難のためにホテル等へ宿泊する際の宿泊費用を公費で負担する。	警察本部代表 043-201-0110
携帯用緊急通報装置の貸出	人身安全関連事案の被害者等に対し、非常時に使用する携帯用緊急通報装置を一定期間貸与する。	
DV・ストーカー事案用リーフレットの配布	DV・ストーカー事案の被害者等に法制度や警察の執り得る措置等を説明し、リーフレットを配布する。	
死亡見舞金	警察官の職務に協力した方が協力援助行為により死亡した場合に、当該協力援助者の遺族に見舞金を支給する。	